（内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第九条　内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第一（第三条関係）	**別表第一**（第三条関係）
［略］	［同上］
金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）	金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）
［略］	［同上］
［略］	［同上］
別表第二（第四条関係）	**別表第二**（第四条関係）
［略］	［同上］
金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律	金融サービスの提供に関する法律
［略］	［同上］
［略］	［同上］
別表第三（第五条関係）	**別表第三**（第五条関係）
［略］	［同上］
金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律	金融サービスの提供に関する法律
［略］	［同上］
［略］	［同上］
別表第四（第八条関係）	**別表第四**（第八条関係）
［略］	［同上］
金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律	金融サービスの提供に関する法律
［略］	［同上］
［略］	［同上］
別表第五（第十条関係）	**別表第五**（第十条関係）
［略］	［同上］
金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律	金融サービスの提供に関する法律
［略］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。